

沖縄県人材育成企業認証制度（認証審査基準）概要

目的

従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業を、県が認証することにより、企業に積極的な人材育成の取組みを促し、「雇用の質の向上」を図る。

I 認証の前提条件

- ① 経営体
原則として、県内に登記された法人を単位とする。
- ② 就業規則
就業規則を整備している組織であること。
- ③ 風営法・暴力団関係
風営法により規制される業種や、暴力団と関係する組織でないこと。
- ④ 活動実績
県内での事業実績が3年以上。なお、直近3年間、労働関係その他重大な法令違反がないこと。
- ⑤ 労働環境
原則として、直近1年間、事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと。
- ⑥ 将来の継続性
経営者が今後も積極的に人材育成を推進する意志があること。



II 審査項目

1. 人材育成の取組み

- ① 新規採用者育成計画（OJTを含む）の策定
- ② 新規採用者研修の実施（新規学卒者、中途採用者）
- ③ 人材育成計画の策定
- ④ 階層別研修の実施（中間層、管理職層等）
- ⑤ 社外研修（資質向上研修）の実施
- ⑥ 従業員の能力開発（キャリアアップ）に伴う支援制度の有無
- ⑦ 人材育成を目的とした評価または面談の実施

2. 人材の定着促進

- ⑧ 過去3年間における若年者の正規雇用実績の有無
- ⑨ 新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率
- ⑩ 過去3年間における従業員の職場定着のための支援策実施

3. 多様な人材の活躍促進

- ⑪ 高齢従業員・高齢求職者の在職可能年齢
- ⑫ 障害者の雇用状況
- ⑬ 女性の活躍に向けた目標設定の有無又は女性管理職率が30%以上
- ⑭ 女性従業員のためのキャリアアップ支援の有無

4. その他

- ⑮ 過去3年間におけるインターンシップや職場体験の受入等の有無
- ⑯ 正社員の平均勤続年数

【認証基準】 ◆ 「I 認証の前提条件」を全て満たすこと



◆ 「II 審査項目」全16項目のうち10項目以上を満たすこと